

生活衛生関係営業アンケート調査結果（平成26年度）

青森県内における生活衛生関係営業(生衛業)の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の方を対象に、これまでアンケート調査を実施してきました。

一方、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、衛生水準の確保・向上を目的として、平成26年度から11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、厚生労働省及び(株)日本政策金融公庫の後援を受け、生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開していくこととしました。

以上を踏まえ、平成26年度のアンケート調査は、組合活動推進月間の活動をも兼ねて実施することとし、生衛組合に加入していない生衛業者(組合非加入者)の方を対象に、特相員が巡回相談指導を兼ねて行うこととしました。調査内容については、昨年度(平成25年度)の生衛組合非加入者用と同じ内容とし、質問項目の前に適宜解説を加え、また、生衛組合加入促進用のチラシをアンケート用紙と同時に配付することにより、生衛業者の啓発を図り、組合非加入者が生衛組合に加入しようとする意欲を高めることに手助けできるように工夫しながら、生衛法に基づく取り組みのうち身近な事項についての認知度を調査しました。

(回答者)

生衛業者(組合非加入者)371人を対象に調査しました。回収数は166人、回収率は45%でした。業種では、理容、美容、クリーニングが多く、それぞれ37人22%、43人26%、43人26%でした。性別では男性102人61%、女性64人39%であり、年代では、40—60歳が多く44%でした。

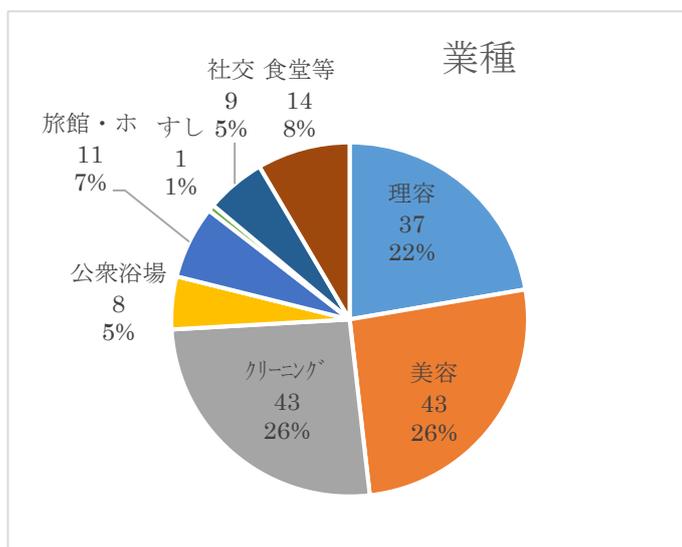
(結果)

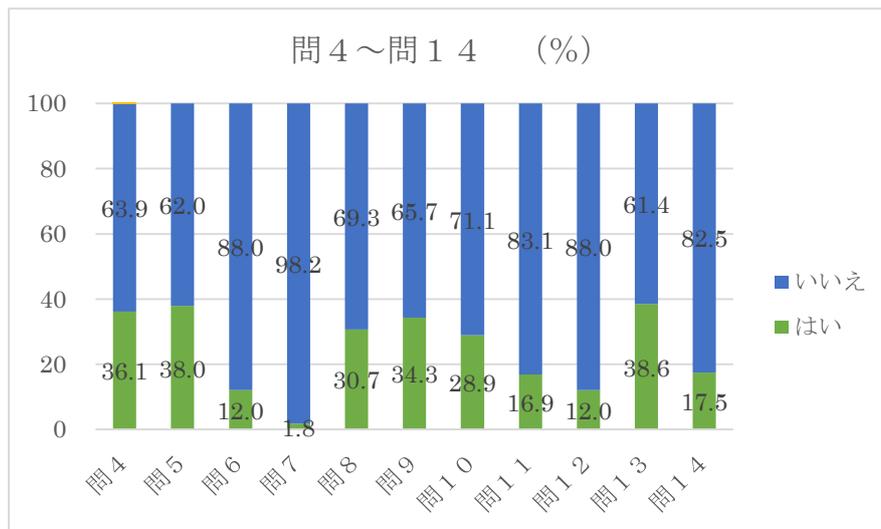
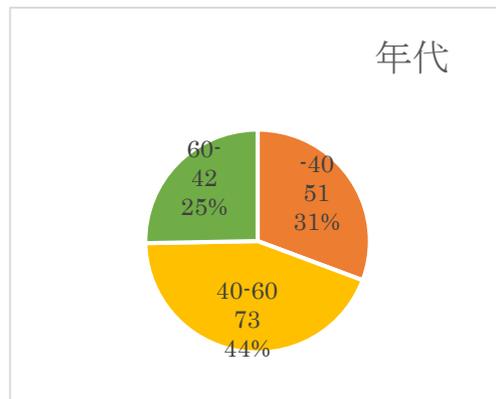
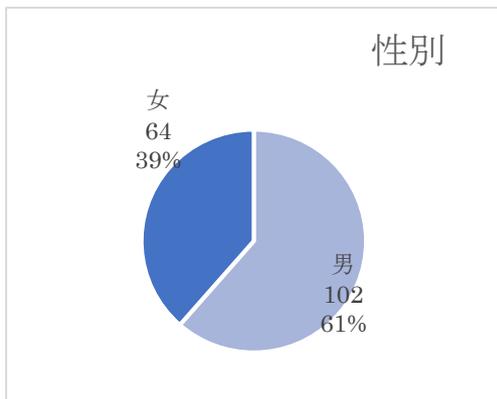
今回のアンケートは生衛組合に加入していない方が対象であり、法律に基づき1業種につき都道府県ごとに1団体のみであることなど、問4から問14までの全ての項目についての認知度は低い結果でした。

今回のアンケートの実施により、生衛組合非加入者の方が、生衛法、生衛組合等に関心を持ち、生衛組合への加入促進が図られることを期待したいと思います。

(主な意見)

- 組合を退会したので、関係ありません。
- 去年、年会費などについて電話で質問したところ、知り合いに聞くよういわれました。こういう機会があり、色々な事がわかりました。
- 青森県生活衛生営業指導センターの事をもっと知りたい。
- もっと詳しく聞いて納得して加入したいと思っています。





問 4 「生活衛生同業組合」は、法律に基づき1業種につき都道府県ごとに1団体のみで、「営利を目的としない登記された法人」です。ご存知でしたか。

問 5 「生活衛生同業組合」に加入すると、組合ごとに異なりますが、○組合の取り扱う各種共済や保険制度に加入して万一に備えることができます。○経営、融資、税務、経理、労務、衛生などに関する相談、指導が受けられます。○経営講習会、技術向上研修会などに参加でき広く知識の習得ができます。これらのことをご存知でしたか。

問 6 組合に加入した方が、お店やホテルの場合でカラオケ装置など設置し契約したときには音楽著作物使用料が割引になります。また、宿泊施設の場合にはNHK受信料が割引になります。ご存知でしたか。

問 7 (公財)全国生活衛生営業指導センターのホームページに、「データベース」→「経営アドバイス・融資情報」→「生衛業開業の手引き」、「融資情報」、「あなたのお店の経営自己診断」等のコーナーがあります。いずれかをご覧になったことはありますか。

問 8 (公財)青森県生活衛生営業指導センターのことをご存知でしたか。

問 9 「生活衛生同業組合」に加入すると、日本政策金融公庫の生活衛生貸付が有利な条件(融資限度額が大きい、貸付期間が長い、金利が低いなど)で利用できることをご存知でしたか。

問 10 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に無担保・無保証人の融資制度があることをご存知ですか。

問 11 融資について、日本政策金融公庫の窓口のほかに、それぞれの生活衛生同業組合や青森県生活衛生営業指導センター(電話 017-722-7002)にて無料で相談できることをご存知ですか。

問 12 あなたは特別相談員のことをご存知でしたか。

問 13 標準営業約款制度「S マーク」のことをご存知でしたか。

問 14 標準営業約款の県内の登録事務は、青森県生活衛生営業指導センターが行っていることをご存知でしたか。

生活衛生関係営業アンケート調査票（平成26年度）

青森県内における生活衛生関係営業（生衛業）の経営の健全化及び振興に資することを目的として、生衛業者の皆様方にアンケート調査を行います。ご協力をお願いいたします。

——アンケートの各々の設問の下の該当する番号を○で囲んでください。——

問1 あなたの性別を教えてください。

1. 男性 2. 女性

問2 あなたの年代を教えてください。

1. 40歳未満 2. 40歳以上60歳未満 3. 60歳以上

問3 あなたの営んでいる業種を教えてください。

1. 理容 2. 美容 3. クリーニング 4. 公衆浴場 5. 旅館・ホテル 6. 食肉
7. すし 8. めん類 9. 中華料理 10. 社交 11. 料亭 12. 食堂・レストラン

青森県内には、青森県理容生活衛生同業組合をはじめ、美容業、旅館ホテル、クリーニング、公衆浴場業、興行、すし業、食肉、料理飲食業、社交飲食業の10の生活衛生同業組合があり、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合として、知事の認可を受けています。

問4 「生活衛生同業組合」は、法律に基づき1業種につき都道府県ごとに1団体のみで、「営利を目的としない登記された法人」です。ご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

問5 「生活衛生同業組合」に加入すると、組合ごとに異なりますが、○組合の取り扱う各種共済や保険制度に加入して万が一に備えることができます。○経営、融資、税務、経理、労務、衛生などに関する相談、指導が受けられます。○経営講習会、技術向上研修会などに参加でき広く知識の習得ができます。これらのことをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

問6 組合に加入した方が、お店やホテルの場合でカラオケ装置など設置し契約したときには音楽著作物使用料が割引になります。また、宿泊施設の場合にはNHK受信料が割引になります。ご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

(公財)全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県の生活衛生営業指導センターは法律に基づき設立された公益法人です。(公財)青森県生活衛生営業指導センターは、県内の生衛業者の方の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、青森県知事の指定を受け設立され、生衛業を営む皆様、新たに事業を始める方のための融資・税務等の各種相談、経営指導、研修・講習会の開催や、標準営業約款登録(Sマーク)等を行っています。

問7 (公財)全国生活衛生営業指導センターのホームページに、「データベース」→「経営アドバイス・融資情報」→「生衛業開業の手引き」、「融資情報」、「あなたのお店の経営自己診断」等のコーナーがあります。いずれかをご覧になったことはありますか。

1. はい 2. いいえ

問 8 (公財) 青森県生活衛生営業指導センターのことをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

日本政策金融公庫は100%政府出資の政策金融機関です。生衛業を営む方や新たに事業を始める方に生活衛生貸付の融資をしています。

問 9 「生活衛生同業組合」に加入すると、日本政策金融公庫の生活衛生貸付が有利な条件（融資限度額が大きい、貸付期間が長い、金利が低いなど）で利用できることをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

問 10 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に無担保・無保証人の融資制度があることをご存知ですか。

1. はい 2. いいえ

問 11 融資について、日本政策金融公庫の窓口のほかに、それぞれの生活衛生同業組合や青森県生活衛生営業指導センター（電話 017-722-7002）にて無料で相談できることをご存知ですか。

1. はい 2. いいえ

生活衛生営業経営特別相談員（特別相談員）は、生衛業者の方への、経理、税務、金融及び労務管理等経営に関する指導、営業設備の近代化、合理化に関する指導、日本政策金融公庫「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度」の申込みに対する審査及び当該融資を受ける生衛業者に対する相談・指導、営業許可申請、届出等の手続きに関する助言、相談等を行っています。

問 12 あなたは特別相談員のことをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

標準営業約款は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度で、厚生労働大臣の指定している業種は、現在、クリーニング業、理容業、美容業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の5業種です。標準営業約款制度「Sマーク」を店頭に掲げているお店なら、全国どこでも約款に定められた基準以上のサービスが保証されています。信頼できるお店選びの大きな目安となります。また、万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

Sマーク登録店の方は、日本政策金融公庫・振興事業貸付の運転資金が有利な利率で利用できます。

問 13 標準営業約款制度「Sマーク」のことをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

問 14 標準営業約款の県内の登録事務は、青森県生活衛生営業指導センターが行っていることをご存知でしたか。

1. はい 2. いいえ

生活衛生同業組合、青森県生活衛生営業指導センターに対するご意見、ご提言などがございましたら、ご記入ください。（記入欄が不足の場合は余白をお願いします。）



ご協力ありがとうございました